

審 査 基 準

年 月 日作成

法 令 名： 道路交通法
根 拠 条 項： 第104条の4第6項（第105条第2項において準用する場合を含む。）
処 分 の 概 要： 運転経歴証明書の交付
原権者（委任先）： 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め： 道路交通法第104条の4第1項、第2項、第5項及び第6項（申請による取消し）、第105条第2項（免許の失効） 道路交通法施行令第39条の2の5（運転経歴証明書の交付）、第39条の2の6（運転経歴証明書の交付） 道路交通法施行規則第30条の10（運転経歴証明書の交付の申請の手続）
審 査 基 準：
標 準 処 理 期 間： ○ 自動車運転免許試験場 即日 ○ 警察本部運転免許管理課及び警察署 15日間
申 請 先： 警察本部運転免許管理課、自動車運転免許試験場又は警察署 の交通担当課
問 い 合 わ せ 先： 警察本部運転免許管理課(092-641-4141 内5316)、警察本部 運転免許試験課自動車運転免許試験場又は警察署の交通担当課
備 考：